

福島県人権啓発アドバイザー派遣事業 フロー

事務等の流れ	実施主体
① 研修等の企画・立案 研修等の内容、アドバイザーの人選等についての検討	申請者
② 事前調整 アドバイザーの内諾、県との調整	申請者、県
③ 申請 ②の調整結果に基づき、【様式第1号】により申請	申請者→県
④-1 決定通知 申請内容を確認のうえ、【様式第2号】により決定通知	県→申請者
④-2 アドバイザーへの依頼文発出	県→アドバイザー
⑤-1 事業実施	申請者、アドバイザー
⑤-2 アンケート調査実施	申請者
⑥-1 完了報告 事業完了後30日以内に、【様式第3号】により完了報告	申請者→県
⑥-2 事業の効果検証	県
⑦ 支払い	県→アドバイザー